

会計年度任用職員(新型コロナワクチン健康相談員)募集要項

職名(職種)	会計年度任用職員(新型コロナワクチン健康相談員)
採用予定人数	1人
職務内容	新型コロナワクチン接種に関連した市民からの健康相談対応、新型コロナワクチン接種に伴う副反応や健康被害救済制度に関する相談、申請対応等
応募資格	<p>保健師免許又は看護師免許を有し、かつ、地方公務員法第16条に規定される下記のいずれにも該当しない方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方</li> <li>・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方</li> <li>・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方</li> </ul>
求める人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職としての基礎知識を持ち、市民や職員と円滑にコミュニケーションが取れる方。</li> <li>・Google Workspaceの使用等、基本的なパソコン操作が可能な方。</li> </ul>
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。</p> <p>※勤務成績が良好な場合、翌々年度まで再度任用の可能性があります。</p>
勤務場所	札幌市保健所(札幌市中央区大通西19丁目WEST19)
勤務所属	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課
勤務日・時間	<p>勤務時間は1週間あたり30時間とし、以下のいずれかの区分となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務日：1週間当たり5日</li> <li>・休日：日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日</li> <li>・勤務時間：1週間当たり30時間。1日当たりの割振りは次のいずれか。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) A区分 8時45分から15時30分まで(休憩45分)</li> <li>(2) B区分 10時30分から17時15分まで(休憩45分)</li> </ul> </li> </ul> <p>※業務の都合により時間外勤務を命ずる場合があります。</p>
給与	<p>月額210,912～238,056円(地域手当を含む)</p> <p>※上記の金額は令和7年12月時点のものですが、給与改定等により採用時に、変更される場合があります。</p>
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等有(支給要件有)
休暇	年次休暇(任用当初から付与)、特別休暇(夏季休暇等)、その他各種休暇・休業制度有(取得要件有)

社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険適用(加入要件有)
福利厚生	札幌市職員福利厚生会に加入(加入要件有)
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等)
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募受付期間: 令和8年1月22日(木)から令和8年2月4日(水)まで</li> <li>・面接日程: 令和8年2月中旬</li> <li>・合否決定時期: 令和8年2月下旬</li> <li>・応募方法: 上記の受付期間までに写真付き履歴書を下記まで持参または郵送</li> </ul> <p>※職歴(特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴)は漏れなく記載してください。</p> <p>※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p> <p>※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。</p> <p>※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。</p> <p>【履歴書送付先(募集者)】</p> <p>〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19 札幌市保健福祉局 保健所感染症総合対策課 宛</p> <p>※封筒の表に「健康相談員履歴書在中」と朱書き</p>
個人情報の取扱い	履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考、任用の他、任用に至った場合は、給与、社会保健、税、福利厚生、公務(通勤)災害、退職、服務、その他人事労務管理に関する事務を目的として利用します。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。